

山梨県公報

第二千五百八十六号
平成二十八年三月七日 月曜日

山梨市牧丘町牧平字神小屋敷三一六（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

主戦は、沢戦による。

2
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係種類を山梨県庁及び

山梨県告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

山梨県知事
藤原後齋

甲州市勝沼町深沢字深澤山三七六九の一（次の図に示す部分に限る。）

土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法

2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

山梨県告示第七十一号

うに保安林の指定をする予定である。
平成二十八年三月七日

山梨県知事
後藤
斎

一 保安林の所在場所

山梨県告示第七十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十八条の二第一項の規定により、指定定期検査機関の指定を次のとおり更新した。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定定期検査機関の名称
一般社団法人山梨県計量協会

二 住所
笛吹市石和町広瀬七百八十五番地三 指定の区分
質量計四 定期検査を行う地域
山梨県全域（甲府市を除く。）五 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十日まで**山梨県告示第七十四号**

計量法（平成四年法律第五十一号）第一百二十二条第一項において準用する同法第二十条の二第一項の規定により、指定計量証明検査機関の指定を次のとおり更新した。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定計量証明検査機関の名称
一般社団法人山梨県計量協会

二 住所
笛吹市石和町広瀬七百八十五番地三 指定の区分
質量計四 計量証明検査を行う地域
山梨県全域五 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十日まで**山梨県告示第七十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十八年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 縦道
二 路線名 山北山中湖線
三 道路の区域

区	間		旧新の別	敷地の幅員（メートル）
	新	旧		
南都留郡山中湖村平野字宮脇一九七八番一地先から	七・九・四	二六・九	一一九・四	延長（メートル）
南都留郡山中湖村平野字古屋二〇三〇番一地先まで	一一九・四			

山梨県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十八年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 縦道
二 路線名 鳴沢富士河口湖線
三 道路の区域

区	間	新の別	敷地の幅員（メートル）
南都留郡富士河口湖町小立字大堀三一六一番二地先から	旧	旧新の別	
一六・〇・一 九一・五	（メートル）	敷地の幅員（メートル）	
五 一、〇二九・	長 （メートル）	延長（メートル）	

南都留郡富士河口湖町船津字西蛇石一七九
一番八地先まで

新
一六・〇一
五〇・三
一、〇二一九・五

山梨県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状・西関東道路建設事務所において、この告示の日から平成二十八年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後藤 藟

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一四〇号	山梨市北字廻り田一〇六七番一 地先から 山梨市北字南片瀬二三三三番四 地先まで	四九〇・七	平成二十八年三月七日

山梨県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十八年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後藤 藺

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	鳴沢富士河	南都留郡富士河口湖町小立字大堀三一六一番三地先から	一、〇五一・	平成二十八年三月九日
口湖線				

南都留郡富士河口湖町船津字西蛇石一七九一番八地先まで

(一) 名称 ハウスプラス確認検査株式会社
(二) 住所 東京都港区芝五丁目三十三番七号

山梨県告示第八十号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後藤 藺

- 一 河川の名称 富士川水系 蟹沢川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十八年三月七日
- 三 廃川敷地等の位置 笛吹市境川町寺尾字大石田一〇二六番二地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 一千五百八十六・三四平方メートル

山梨県告示第八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十条の三十五の八第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後藤 藺

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
- 二 業務区域

掲げるもの を除く。、 分銅及びお もり												
平成二十八年 五月十七日	平成二十八年 五月十六日	平成二十八年 五月十三日	平成二十八年 五月十二日	平成二十八年 五月十日	平成二十八年 五月九日		平成二十八年 四月二十六日	平成二十八年 四月二十五日	平成二十八年 四月二十四日	平成二十八年 四月二十一日	平成二十八年 四月十九日	平成二十八年 四月十八日
同	同	同	同	同	午前十時半か ら午後三時ま で	午前十時半か ら午後三時ま で	同	同	同	同	同	同
境川支所 笛吹市役所	八代支所 笛吹市役所	南館 笛吹市役所	春日居支所 笛吹市役所	笛吹市	同	町總合会館 山梨市牧丘	山梨市三富 基幹集落セ ンター	同	同	同	同	同
同	同	同	笛吹市	同	同	旧牧丘町 富村及び	山梨市の うち旧三	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同

	平成二十八年六月六日	平成二十八年六月三日	平成二十八年六月一日	平成二十八年五月三十一日	平成二十八年五月三十日	平成二十八年五月二十七日	平成二十八年五月二十六日	平成二十八年五月二十四日	平成二十八年五月二十三日	平成二十八年五月二十日	平成二十八年五月十九日	平成二十八年五月八日
	で ら 午前十時半 から 午後三時ま で	午前十時半 から 午後二時半 まで	午前十時半 から 午後三時まで	で ら 午前十時半 から 午後二時ま で	同	同	同	同	同	同	同	同
	化センター	南部町活性化センター	早川町役場	豊富庁舎	中央市役所	笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市役所一宮支所	笛吹市役所	同	同	同	御坂支所笛吹市役所
	南部町	南部町	早川町	富村	中央市のうち旧豊	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

	平成二十八年六月九日 午前十時から 午後三時まで	平成二十八年六月十日 午前十時から 午後三時まで	平成二十八年六月十三日 午前十時から 午後三時まで	平成二十八年六月十四日 午前十時から 午後三時まで	平成二十八年六月十六日 午前十時から 午後四時まで	平成二十八年六月十七日から までの間で、 個別に県が指 定する日	平成二十八年六月三十一日 までの間で、 個別に県が指 定する日	平成二十九年六月十七日か ら平成二十九年 六月三十一日 までの間で、 個別に県が指 定する日	平成二十八年六月十六日 までの間で、 個別に県が指 定する日	平成二十八年六月十六日 までの間で、 個別に県が指 定する日	平成二十八年六月十六日 までの間で、 個別に県が指 定する日	富士川町民会館
	同	同	同	同	身延町役場	身延町役場	身延町役場	身延町役場	本序舎	身延町下部地区公民館	身延町	同
	限る。 を受けるな れた場合に つた場合に	山梨県計量 検定所(平 成二十八年 六月十六日 までの間で、 個別に県が指 定する日)	一項各号の いづれかに 該当する場 合に限る。)	量器検定検 査規則(平 成五年通商 産業省令第 七十号)第 三十九条第 一項各号の いづれかに 該当する場 合に限る。)	特定計量器 所(特定計 量器検定検 査規則(平 成五年通商 産業省令第 七十号)第 三十九条第 一項各号の いづれかに 該当する場 合に限る。)	地区公民館	身延町下部 地区公民館	身延町	同	同	同	同
	同	同	同	同	今期検査 を実施す る区域全 体	今期検査 を実施す る区域全 体	今期検査 を実施す る区域全 体	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

皮革面積計	平成二十八年六月十七日から	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項各号のいづれかに該当する場合に限る。）	甲府市を除く県下全域	山梨県計量検定所
	年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）				

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年七月七日まで縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

一 届出者

山梨県知事 後 藤 斎

氏名又は名称及び法人にあつては
代表者の氏名

株式会社ダイエー
代表取締役 近澤靖英

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ダイエー大月店

(二) 所在地 山梨県大月市御太刀一丁目九百七十八番一

2 変更した事項

表者の氏名

● 大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	3 変更の年月日 平成十八年二月九日外	3 届出年月日 平成二十八年二月十六日	4 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一號山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター	(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代 表者の氏名	(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あつては代表者の氏名	変更後の氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名	変更後の住所
				株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英	株式会社澤田屋 代表取締役 北原克己	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 代表取締役 近澤靖英	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 代表取締役 近澤靖英

間帶

3 変更する年月日

平成二十八年三月四日

三 届出年月日

平成二十八年二月十日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県厅別館一階山梨県県民情報センター

● 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、右左口土地改良組合長から換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後藤 斎

一 地区名

中道町右左口地区土地改良事業共同施行

二 換地処分をした年月日

平成二十八年二月二十二日

三 換地処分をした土地の権利者数

五十一人

そ の 他

山梨県収用委員会規則第一号

山梨県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月七日

山梨県収用委員会
会長 深澤一郎

山梨県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

山梨県収用委員会運営規則（平成十二年山梨県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十九号中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第四項」に、

〔同条第四項〕を〔同条第五項〕に改める。
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則